

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第57号

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例の一部を改正する条例

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例（平成30年名古屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

200円
160円
800円

を

」

「

300円
240円
1,200円

に改める。

」

## 附 則

- 1 この条例は、令和 8 年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市志段味古墳群歴史の里条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この条例による改正前の名古屋市志段味古墳群歴史の里条例別表第 1 の定期観覧券を使用する場合に係る施行日以後の使用については、なお従前の例による。